

2026年度の皮革及び革靴の関税割当てについて

関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）及び関税割当制度に関する政令（昭和36年政令153号。以下「政令」という。）に基づく重油及び粗油等の関税割当制度に関する省令（昭和36年通商産業省令第35号。以下「省令」という。）第6条の規定により、2026年度の関税割当てに関する事項（2026年度の皮革及び革靴の関税割当てについて（以下「2026年度公表」という。））を下記のとおり定める。

<注意事項>

- 1 2026年度の本関税割当制度は、当該年度に係る関税定率法等の一部を改正する法律案の成立及び施行をもって有効となる。
- 2 政令第3条に基づき、税関長により関税割当証明書の提出が猶予される場合があるが、関連法案等の成立及び施行以後に輸入申告された貨物に対して有効となるので、留意すること。
- 3 本公表に変更等が生ずる場合（関係法令の改正等により変更が生じる場合を含む。）には、関税割当ホームページ等によりお知らせする。

目 次

第1 関税割当てを行う物品及び割当総数	4
第2 申請受付等	4
1 申請受付等	4
2 申請窓口等	5
第3 申請者の要件	6
1 「年度枠」の要件	6
2 「再割当て」の要件	6
3 「年度枠・再割当て」（共通の要件）	6
第4 提出書類（年度枠・再割当て）	9
1 「年度枠」の申請（皮革、革靴共通）	9
2 「再割当て」の申請（皮革、革靴共通）	10
3 提出を省略できる書類	10
第5 申請等にあたっての注意事項等	11
1 郵送申請等	11
2 申請数量	11
3 関税割当ての数量の算出方法	11
4 端数の取扱い	12
5 重複申請の禁止	12
6 代理申請について	13
7 非該当数量、証明書の無効等	14
第6 証明書の発給等	15
1 証明書の発給	15
2 関税割当てを受けた者の氏名等の公表	15
3 証明書の有効期間	15
4 証明書の失効	15
第7 証明書の発給後の手続等	16
1 証明書の内容変更等	16
2 証明書の返納（義務）	17
3 返納された割当数量の取扱い	18
4 提出書類等の保存（義務）	18
5 事後審査	19
【別記①】（第1関係） 関税割当てを行う物品	20

【別記②】（第3の3②関係）申請要件の解釈等	22
【別記③】（第5の3関係）関税割当ての数量の算出方法	23
1-1 年度枠（第1回）	23
1-2 年度枠（第2回から第5回）	25
2 再割当て.....	26
3 その他.....	26

第1 関税割当てを行う物品及び割当総数

「割当物品」は、本公表の【別記①】の表において、関税定率法（明治43年法律第54号）別表の番号（以下「関税率表番号」という。）により掲げる範囲とし、次表の第二欄の申請区分（以下「割当物品」という。）ごとに申請しなければならない。

また、「割当総数」は次表の第三欄に掲げる数量（政令の別表に定める数量）とする。

略称	申請区分（割当物品）	割当総数
皮革	牛馬革（染着色等したもの）	1,466,000 m ²
	牛馬革（その他のもの）	214,000 m ²
	羊革・やぎ革（染着色等したもの）	1,070,000 m ²
革靴	革製及び革を用いた履物（スポーツ用のもの及びスリッパを除く。）	12,019,000 足

第2 申請受付等

1 申請受付等

申請受付日は、次表のとおり。上記第1の表に掲げる割当総数のうち、それぞれ「数量」欄に示す数量を割り当てる。

申請は、原則、郵送（レターパックプラス（赤色）又は書留郵便に限る。）により受け付け、各申請は全て同着とみなす。

なお、必要に応じて対面による審査を行う場合がある。

①「年度枠」の申請

第1回から第5回までのうち、いずれか一回限り申請ができる。

（注）「第1回」又は「第2回から第5回まで」の申請により割当て数量は、次表の「数量」欄を参照のこと。

②「再割当て」の申請

上記①の「年度枠」の関税割当証明書（以下「証明書」という。）の発給を受けた者のうち、当該「年度枠」の割当数量が不足する場合（注）に追加で申請することができる。

（注1）「年度枠」に加えて、「再割当て」の証明書の発給を受けた者は、当該「再割当て」の割当数量を含めた上で不足する場合とする。

（注2）住所移転があった場合等を除き、「年度枠」の証明書の発給を受けた申請窓口申請すること。

<受付スケジュール等>

種別	申請受付日	数量
年度枠	第1回 実績者 2026年3月9日（月）～3月26日（木） 新規者 同 ～3月23日（月）	割当総数の 90 / 100
	<実績者・新規者> 第2回 2026年 7月1日（水）～ 7月3日（金） 第3回 2026年10月6日（火）～10月8日（木） 第4回 2026年12月1日（火）～12月3日（木） 第5回 2027年 2月2日（火）～ 2月4日（木）	割当総数の 10 / 100 （4回分）
再割当て	<実績者・新規者> 第1回 2026年 7月1日（水）～ 7月3日（金） 第2回 2026年10月6日（火）～10月8日（木） 第3回 2026年12月1日（火）～12月3日（木） 第4回 2027年 2月2日（火）～ 2月4日（木） ※「再割当て」の割当数量が次に掲げる一定数量を満たさず、受付しない場合は、受付日の前週に関税割当ホームページに掲載する「お知らせ」にて発表する。 ・皮革：10㎡以上（第4回は1㎡以上） ・革靴：10,000足以上（第4回は1足以上）	年度枠（第1回）の 割当後の残量

(注)

- 1 申請受付期間内に必着（郵送）のこと（締切日の前日の消印有効）。
- 2 「年度枠（第2回から第5回）」の「数量」欄に掲げる数量が不足する場合は、「再割当て」の数量から充当（「年度枠」への割当てを優先）するものとする。
- 3 「再割当て」の「数量」欄に掲げる数量が不足する場合は、返納された数量（その他、必要に応じて証明書の無効等により未割当てとなった数量、「年度枠（第2回以降）」の割当後の残量）を加算することがある。

2 申請窓口等

申請窓口は関税割当ホームページ参照。

第3 申請者の要件

申請者は、「割当物品ごと」に次の要件を満たした者でなければならない。

1 「年度枠」の要件

「年度枠（第1回から第5回まで）」の申請は、いずれか1回限りとし、2026年度公表による「初回」の申請は「年度枠」により申請する。

(注) 発給期間内に証明書を受領しなかった者は、以降2026年度公表において「年度枠」の申請はできない。

2 「再割当て」の要件

次の①及び②に該当すること。

① 2026年度公表により「年度枠」の証明書の発給を受けた者のうち、事業計画に基づき当該「年度枠」の割当数量(注)に不足が生じる見込みがある者

(注) 「年度枠」に加えて、「再割当て」の証明書の発給を受けた者にあつては、当該割当数量を含む。

② 2026年度公表により発給を受けた「年度枠」の証明書の一部又は全部を使用している者

(注) 証明書の名義変更(事業譲受・合併等)によって得たものは含まれない。

3 「年度枠・再割当て」(共通の要件)

次の①から④までに掲げる要件の全てに該当し、かつ、⑤に掲げる欠格要件に該当しないこと。

① 次のイ又はロに該当する者

イ 次表に掲げる事業(注1)を、申請日の6か月以前(注2)から事業目的として事業を行っている法人

ロ 次表に掲げる事業(注1)を、申請日の6か月以前(注2)から行っており、かつ、当該事業(営業)収入がある個人事業者

<事業目的として該当する事業の範囲>

割当物品	事業目的
皮革	・皮革の加工、販売若しくは輸入又は皮革を用いる事業 ・履物、かばん・袋物、衣料品等のうち、皮革を用いる製品の製造又は加工、販売又は輸入
革靴	・履物及びその部分品又は皮革製品の販売又は輸入 ・衣料品の販売又は輸入 ・服飾・衣料雑貨、装身具等履物に関連する事業に係る製品の販売又は輸入

(注1) 上記の表に該当する事業が次のいずれかに記載されていること。

イ 登記事項証明書の「事業の目的」(法人)

ロ 個人事業の開(廃)業等届出書の「職業欄」(個人事業者)

(注2) 申請受付日(初日)の前日から起算して6月以前に上記の表に掲げる事業の登記(登記日)又は開業届出(提出日)し、事業を実施している者をいう。

例: 受付開始日が3月15日の場合は、3月14日を起算日として6月前(9月15日)までに当該事業の登記等をしていること。

② 割当物品を自己の営業のために「自ら輸入」を行う者（注1）（注2）

（注1）輸入契約の締結、貨物の荷受け、税関申告、代金の決済等の行為を自己の名において行うことをいう。2026年度公表の【別記②】（申請要件の解釈等について）参照のこと。

（注2）中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に掲げる中小企業団体がその組合員（2026年度公表により申請者の要件を有すると認められる者に限る。）に委託して行う輸入は、その中小企業団体が「自ら輸入」したものとみなす。上記に記載する中小企業団体から委託を受けて輸入を行う者は、2026年度公表において申請することができない。

③ 過去2年間（注1）に発給を受けた全ての証明書を返納していること。

（注1）2024（令和6）年4月1日から2026（令和8）年3月31日まで

（注2）再割当てによる証明書を含み、年度枠、保留枠又は再割当てによるいずれかの証明書のうち、申請時点において有効なものであって、使用中のものを除く。

④ 実績者又は新規者の要件

次に掲げる「実績者」又は「新規者」の要件に応じて該当する区分により申請するものとする。

1) 実績者の要件

過去2年間（2024（令和6）年4月1日から2026（令和8）年3月31日まで）に「年度枠」又は「保留枠」のいずれかの証明書の発給を受け、輸入通関した実績を有する者であること。

（注1）過去2年間に「年度枠」又は「保留枠」の証明書の発給を受けた者であって、当該証明書による輸入通関した実績がない者のうち、「実績者」として「再割当て」の証明書の発給を受け、当該証明書により輸入通関した実績を有する者を含む。

（注2）経過措置として、過去2年間に「新規者」として「再割当て」による証明書のみ発給を受け、輸入通関した実績を有する者も実績者とみなす。

2) 新規者の要件

次のイ及びロのいずれの要件も満たす者

イ 上記1) 以外の者

ロ 申請日前1年間（注1）において、「自ら輸入」した貨物（皮革及び革靴に限らず、貨物名を問わない。）の輸入申告価格（CIF建て）の合計額が次のi) 又はii) に該当する者

i) 2通関以上で50万円以上となる実績を有する者

ii) 1通関100万円以上となる実績を有する者

（注1）各申請受付日（初日）の前日から起算して1年間とする。

例：受付開始日が3月15日の場合は、3月14日（前日）を起算日として1年間（前年の3月15日から当年の3月14日までに輸入通関（税関による輸入許可日を基準とする。）したもの）とする。

（注2）新規者による「年度枠」の申請数量（上限）は、下記第5の2（1）②を参照のこと。

⑤ 欠格要件

- イ 過去2年間の間に発給を受けたいずれか一の証明書（以下「既発給証明書」という。）によって輸入通関されたものが「自ら輸入」に該当しない場合
- ロ 2024（令和6）年度以降に発給を受けた証明書についての経済産業省の事後審査等による申請者への照会等において、照会事項等が確認できない場合
- ハ 次のi）からiii）までのいずれかに該当する者
 - i）証明書に係る輸入の事業譲渡を行った法人に該当する場合
 - ii）証明書に係る輸入の事業譲渡を行った法人の代表権者が、個人事業者として申請する場合
 - iii）個人事業者から法人に名義を変更した当該法人の代表権者が、再度、個人事業者として申請する場合
- ニ 既発給証明書が不正使用等により発給時に遡り無効とされた場合
- ホ 経済産業省が所管する物品の輸入において、2024（令和6）年度以降の事後審査等により関税割当制度を不正に利用したことが判明した場合

第4 提出書類（年度枠・再割当て）

1 「年度枠」の申請（皮革、革靴共通）

（1）実績者

- ① 申請書類チェックリスト（年度枠／実績者用） 1通
- ② 関税割当申請書（省令様式第1） 1通
- ③ 関税割当輸入実績表（申告書）（公表様式第1） 1通
- ④ 委任状（法人権限委任用）（注意事項様式第2）（法人が権限委任する場合のみ） 1通
（注）提出日前、1月以内に作成されたものに限る（ただし、受付印が押印された委任状の写しにあっては、当該写しをもって正規の委任状として提出できる。以下同じ。）。
- ⑤ 国税庁法人番号公表サイトで検索した法人情報の画面を印刷した書面（法人のみ） 1通
- ⑥ 「令和7年分の所得税の確定申告書（第一表及び第二表）」及び「令和7年分収支内訳書」（青色申告者は「青色申告決算書」）の控え（写し）（個人事業者のみ） 1通
（注1）個人事業者本人の上記第3の3①の表中の事業による事業（営業）収入があるものとする。
（注2）必要に応じて追加書類を求める場合は提出すること。
- ⑦ 返信用のレターパックプラス（赤色）

（2）新規者

- ① 申請書類チェックリスト（年度枠／新規者用） 1通
- ② 関税割当申請書（省令様式第1） 1通
- ③ 事業内容確認書（公表様式第2） 1通
- ④ 次のイからニまでに掲げる書類（法人のみ）
 - イ 国税庁法人番号公表サイトで検索した法人情報の画面を印刷した書面 1通
 - ロ 法人の登記事項証明書（写し） 1通
（注）履歴事項全部証明書に限り、申請日前1か月以内に交付されたもの。なお、原本の提出でも可（ただし、返却はしない。）
 - ハ 上記ロの登記上の住所と営業所住所が異なる場合には、事務所（営業所）建物の不動産登記事項証明書（写し）又は賃貸借契約書（写し） 1通
 - ニ 委任状（法人権限委任用）（注意事項様式第2）（法人が権限委任する場合のみ） 1通
- ⑤ 次のイからハマまでに掲げる書類（個人事業者のみ）
 - イ 個人事業の開（廃）業等届出書の控え（写し） 1通
（注1）申請日の属する月の6か月以前から上記第3の3①の表中の事業の事業を行っていることを証するもの。
（注2）必要に応じて追加書類を求める場合は提出すること。
 - ロ 営業を行っている「自宅又は事務所建物」の不動産登記事項証明書（写し）又は賃貸借契約書（写し） 1通
（注）自宅及び事務所建物の「両方」で営業を行っている場合は、その「両方」に係る不動産登記事項証明書（写し）又は賃貸借契約書（写し）を提出のこと。
 - ハ 「令和7年分の所得税の確定申告書（第一表及び第二表）」及び「令和7年分収支内訳書」（青色申告者は「青色申告決算書」）の控用（写し） 1通
（注1）個人事業者本人の上記第3の3①の表中の事業による事業（営業）収入があるものとする。
（注2）必要に応じて追加書類を求める場合は提出すること。

- ⑥ 上記第3の3④2)ロに掲げる要件(注)を満たすことを証する次のイからハまでに掲げるいずれかの書類(写し) 各1通(1通関ごと)
- イ 輸入許可通知書
 - ロ 輸入(納税)申告書(税関様式C第5020号)
 - ハ 国際郵便課税通知書(税関様式C第5060号)
(配達郵便局日付印が押印されているもの)
- (注) 申請日前1年間において、「自ら輸入」した貨物(皮革及び革靴に限らず、貨物名を問わない。)の輸入申告価格(CIF建て)の合計額が、次のi)又はii)に該当する者
- i) 2通関以上で50万円以上となる実績を有する者
 - ii) 1通関で100万円以上となる実績を有する者
- ⑦ 返信用のレターパックプラス(赤色)

2 「再割当て」の申請(皮革、革靴共通)

- ① 申請書類チェックリスト(再割当て/実績者・新規者用) 1通
 - ② 関税割当申請書(省令様式第1) 1通
 - ③ 上記第3の2②に掲げる要件(注1)を満たすことを証する次のイ又はロに掲げる書類 1通
- イ 「年度枠」の証明書(表裏の両面)(写し)
(注) NACCSシステムに登録した場合は、関税割当証明書(裏落)内容照会情報(申請日直前のものを印刷したもの)
 - ロ 「年度枠」の証明書の返納確認書(受付印があるもの)(写し)
(注1) 上記のイ又はロにつき、2026年度公表により発給を受けた「年度枠」の証明書の一部又は全部を使用していること(証明書の名義変更(事業譲受・合併等)によって得たものは含まれない。)
(注2) 上記のイ又はロにつき、必要に応じて原本の提出を求める場合は速やかに提出すること。
- ④ 返信用のレターパックプラス(赤色)

3 提出を省略できる書類

対象者(要件)	省略できる書類
イ 2026年度公表により2以上の割当物品を同時に申請する者が、いずれかの申請において、上記第4の1(1)又は(2)に掲げる書類を提出した場合	(その他の申請において) 上記第4の1 (1) 実績者: ⑤から⑦まで (2) 新規者: ④から⑦までに掲げる書類
ロ 2026年度公表における新規者のうち、過去5年間(注1)にいずれかの割当物品(皮革・革靴)の証明書の発給を受け、輸入通関した実績を有する者が、当該証明書の返納確認書(受付印があるもの)の写しを提出する場合(注2)	上記第4の1 (2) 新規者: ⑤イ、⑥に掲げる書類

(注1) 2021(令和3)年4月1日から2026(令和8)年3月31日までをいう。

(注2) 過去5年間に内容変更の「申請(名義変更等)」に該当する事由があった申請者においては、上記書類の提出は省略できない。

(内容変更の「届出(代表者変更等)」に該当する事由のみの場合には、省略できる)。

第5 申請等にあたっての注意事項等

1 郵送申請等

① 申請書類等（注）の提出は、次のイ又はロを用いて実施すること。

イ レターパックプラス（赤色）

ロ 書留郵便

（注1）年度枠、再割当ての申請、証明書の返納又は内容変更等の各種手続に係る全ての書類の提出。

（注2）郵送申請等にあたっては、原則として、身分確認のための書類の同封は不要とする。ただし、必要に応じて、身分確認を行う場合がある。

② 関税割当証明書の発給等（経済産業省からの書類の送付）は、レターパックプラス（赤色）で行う。

③ 受付後の審査に当たって、本公表に定められた書類以外の書類が必要な場合は、追加資料の提出及び説明を求めることがある。

なお、原本の提出を求めた場合等において、返却が必要な書類については、原則として、後日、返却する。

④ 関税割当ての申請等は郵送により受け付け、必要に応じて対面による審査及び受付を行う場合がある。その際には、身分確認ができる書類（社員証等）を提示すること。

2 申請数量

（1）「年度枠」の申請数量

① 割当物品ごとに、2026年4月（年度枠（第2回から第5回まで）にあつては、それぞれの申請日）から2027年3月末までの期間に計画している割当物品の輸入数量の範囲内の数量とする。

② 「新規者」の申請数量（上限）

新規者による「年度枠」の申請数量は、次表に掲げる数量を限度とする。

割 当 物 品		割当限度数量
皮革	牛馬革（染着色等したもの）	2, 500㎡
	牛馬革（その他のもの）	800㎡
	羊革・やぎ革（染着色等したもの）	2, 000㎡
革靴	革製及び革を用いた履物（スポーツ用のもの及びスリッパを除く。）	5, 000足

（2）「再割当て」の申請数量

申請日から2027年3月末までの期間に計画している割当物品の輸入数量の範囲内の数量

（注1）次のイ及びロに掲げる数量は申請数量から除くこと。

イ 2026年度公表により発給された証明書の割当数量が未使用の数量

ロ 関税割当証明書を使用しない日EU経済連携協定に基づくEPA税率等で輸入予定の数量

（注2）申請数量は、実際に計画した数量とし、過大な申請数量と認められる場合には、補正を依頼することがある

3 関税割当ての数量の算出方法

割当てる関税割当ての数量は、【別記③】に掲げる方法により算出する。

4 端数の取扱い

(1) 証明書による割当物品の輸入通関数量、実績算定数量、均等割数量及び割当数量等の算出において、算出数量が次に掲げる数量に満たない場合には、その端数は切り捨てる。

- ① 皮革 1 m²
- ② 革靴 1 足

(2) 消化率の算出において、小数点以下 3 桁未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

5 重複申請の禁止

(1) 重複申請とみなす申請

1) 新規者として「法人」が申請を行う場合

次の①又は②に掲げる者と支配関係にある法人（注）は、本公表においては同一の法人とみなし、重複申請を認めない。

- ① 2024（令和6）年度、2025（令和7）年度又は2026（令和8）年度に証明書の発給を受けた法人
- ② 上記①以外の他の申請者

（注）「支配関係にある法人」とは、以下のような法人をいう。

- イ 役員（持分会社にあっては社員。以下同じ。）総数の2分の1超を同一割当物品の他の申請者等（上記①又は②に該当する者）の役員が兼ねる関係にある法人
- ロ 法人名（商号）等名称が異なっても、登記事項証明書上、代表権者名及び住所が同一の法人

2) 新規者として「個人事業者」が申請を行う場合

一住所（自宅又は事業所建物（不動産登記事項証明書又は賃貸契約書）の住所その他それ以外の営業所住所を含む。）で一事業者（個人事業者本人が代表権者となっている法人名（商号）での申請を含む。）しか申請することができない。

（注）同一住所で別の法人又は個人事業者が既に開業している場合等においては同一申請者とみなし、申請することができない。

(2) 重複申請が判明した場合

- ① 受付後、発給までの間に、上記（1）の事実が判明した場合証明書は発給しない。
- ② 証明書発給後に経済産業省が行う事後審査の結果、上記（1）の事実が判明した場合には、当該年度に発給された証明書を発給時に遡り無効とし、当該証明書の返納を求めることがある。
- ③ さらに、その事実が判明した日からその日の属する年度の翌々年度の末日まで（当該年度の初めての証明書の発給までに判明した場合には、翌年度の末日までとする。）申請要件を満たさない申請者として取り扱われることがある。

6 代理申請について

(1) 郵送による申請・届出等の各種手続

代理申請を認めない。

(2) 対面による申請受付を行う場合における「実績者」の申請

- ① 委任状による第三者の代理（物理的に申請窓口に行くことができない場合）を可能なものとする。
- ② ただし、1人の申請者が申請窓口において一度に申請できるのは3申請までとする。
(注) 実績者の委任状により代理人が申請する場合又は自らの申請及び代理による申請の双方の申請をする場合を含む。
- ③ 代理人が申請する場合
「委任状（代理人用）」（注意事項様式第3）を提出すること。
(注1) 委任者（実績者）自身が自署（＝手書き）で作成したものであって、提出日前1か月以内に発行したものである。
(注2) 特段の事情がない限り、ワープロ、タイプ等を使用（委任者が法人の場合には、委任者欄のみゴム印使用は可）し作成した委任状による申請は認めない。
(注3) 委任状に日付の記載がない場合、記載漏れや記載ミスがある場合、過去の旧様式を加工したとみなされる場合等、委任状の真正や委任者の意思が不明確な場合も同様とする。

(3) 対面による申請受付を行う場合における「新規者」の申請又は証明書の名義変更（注）の申請

申請時に提出書類の記載内容等の確認を行うため、代理申請は認めない。

(注) 相続、合併、会社分割及び事業譲渡・譲受による場合に限る。

(4) 天災やその他の申請者の責めに帰すことのできない、真にやむを得ない事情がある場合

代理申請を認めることがある。

7 非該当数量、証明書の無効等

(1) 輸入通関実績とみなさない数量（非該当数量）

次に掲げる数量は「非該当数量（輸入通関実績とはみなさない数量）」とする。

当該数量は、実績算定数量及び消化率算出の際の輸入通関数量とみなさないため、後年度の割当数量が減少することがある。さらに、下記（2）①又は②に規定する証明書の無効等の扱いとすることがある。

なお、③に該当する数量がある者は、申請者の要件を満たさない。

- ① 内容変更の手続を行わずに通関した当該数量（下記第7の1（1）（注）参照）
- ② 証明書の返納手続において、輸入許可書等（写し）（追加で提出を求めたものを含む。）を提出できない当該数量（下記第7の2（2）④（注2）参照）
- ③ 輸入通関したものが「自ら輸入」に該当しない当該数量（上記第3の3⑤参照）

(2) 証明書の無効等

次のイ又はロに掲げる者については、

- ① 当該年度に発給した証明書を発給時に遡り無効とし、当該証明書の返納を求めることがある。
- ② さらに、その事実が判明した日からその日の属する年度の翌々年度の末日まで（当該年度の初めての証明書の発給までに判明した場合には、翌年度の末日までとする。）申請要件を満たさない申請者として取り扱われることがある。

イ 他人の証明書を使用した者又は証明書を他人に使用させた者

ロ 申請者のうち、次のi) からiii) までに掲げる者

- i) 関税割当てに関する各種申請のときに、発給の可否を判断するに必要かつ重要な事実を告げなかった若しくは真実でないことを告げた者又は提出すべき書類の提出を怠った者
- ii) 当該年度に発給した証明書について割当物品を自己の営業のために「自ら輸入」を行っている事実を提出すべき書類により証明できない者
- iii) 当該年度に発給した証明書に記載された事項の変更が生じたときに、提出すべき書類の提出を怠った者

(3) 証明書無効の公告

上記（1）又は（2）により、証明書を無効とする場合には、その証明書の証明書番号、割当てを受けた者の氏名（名称）及び住所、法人番号、割当年月日、有効期間の満了日並びに割当物品名について、『JETRO通商弘報』等において公告することがある。

第6 証明書の発給等

1 証明書の発給

- ① 申請のあった申請書類一式等を審査し、その結果、申請要件を満たさない申請である場合等申請者が発給を受けるのに不適格であると判断される場合には、証明書を発給しない。
また、申請書類の補正を求めた場合において、期限までに補正がなされないときは、当該申請は取り下げたものとみなし、証明書は発給しない。
- ② 証明書は、申請した窓口から、原則として、郵送により発給する（郵送によらず申請窓口で証明書の発給を希望する者は、事前に申請した窓口にご相談の上、承諾を得ること）。
また、申請した窓口において「関税割当証明書引換書」を受領した者は、同引換書に記載された発給期間内に、その「引換書」と引換えに受領しなければならない。
ただし、審査に時間を要する案件の場合には、証明書の発給が遅れることがある。
- ③ 2024年度及び2025年度に発給した全ての証明書を返納していない者には、2026年度の証明書を発給しない。
- ④ 証明書の発給日において、2026年度の関税割当数量を定める改正政令が施行されていない場合には、改正政令が施行された日以降に証明書を発給する。

2 関税割当てを受けた者の氏名等の公表

関税割当てを受けた者の氏名（名称）、住所、法人番号を、『JETRO通商弘報』等において公表する。

3 証明書の有効期間

割当年月日から2027年3月31日（有効期間の延長が認められた場合は、延長された期日）までとする。

4 証明書の失効

- ① 経済産業省が定める発給期間内に証明書を受領しなかった場合には、証明書は、失効する。
- ② 失効した証明書は返納されたものとし、必要に応じて、再割当ての対象数量に繰り入れる。
- ③ 失効となった証明書については、下記第7の3（返納された割当数量の取扱い）の基準を適用することとはせず、全ての数量について使用したとみなさない。

第7 証明書の発給後の手続等

1 証明書の内容変更等

証明書の発給後に必要な次に掲げる手続、申請書等の記載要領その他必要な事項については、「関税割当申請書及び関税割当証明書の取扱い等について」（以下「関税割当注意事項」という。）において定める。

(1) 内容変更（義務）

次の①から③までに掲げる変更があった場合は、速やかに証明書の発給を受けた窓口へ申請又は届出を行うこと。

なお、当該変更が生じた日から手続をするまでは、証明書を使用しないこと（注）。

- ① **割当数量変更（申請）**：割当数量の一部を返納する場合【※当面の間停止】
- ② **名義変更（申請）**：法人又は個人事業者名に変更があった場合
- ③ **内容変更（届出）**：住所、電話番号、法人の代表者の役職・氏名が変更された場合

(注) 上記の手続を行わずに証明書を使用（通関）した場合、手続き違反により、通関した貨物は「非該当数量」の扱いとする。これにより、実績算定数量及び消化率算出の際の輸入通関数量とみなさないため、後年度の割当数量が減少することがある。

さらに、証明書の返納を求め、証明書を発給時に遡り無効とし、申請要件を満たさない者として取り扱うなど、関税割当公表に基づき必要な措置（後年度の割当申請ができない等）を講じる場合がある。

(2) その他の手続

次の①から③までに掲げる手続は、関税割当注意事項に定める要件を満たす場合に、必要に応じて行う。

- ① **有効期間の延長（申請）**
- ② **分割（申請）**
- ③ **再発給**

(注) NACCSシステムで証明書の割当数量を管理している場合

証明書に記載された事項の変更が発生した日から直ちにシステム業務を完了し、「証明書原本」及び「関税割当証明書登録通知情報」を税関に提出しNACCS業務完了の確認を受け、速やかに各種申請又は届出を行うこと。

2 証明書の返納（義務）

（1）返納する要件及び期限

証明書が次の①から③までのいずれか一の事由に該当したときは、その事実の発生した日から1か月以内（注1）に、発給窓口で証明書を返納しなければならない。

- | |
|------------------------------|
| ① 証明書の割当数量を 全て使用 した場合 |
| ② 証明書を 使用しないこと となった場合 |
| ③ 証明書の 有効期間が満了 した場合 |

（注1）有効期間を延長した証明書は、2027年度「年度枠」証明書の発給期間までとする。

（注2）あらかじめ発給窓口の了承を得た場合には発給窓口以外の申請窓口へ提出することができる（委任状による返納を除く。）。

（2）提出書類

- ① 提出書類等チェックリスト（返納用） 1通

- ② 証明書の原本

（注）NACCSシステムに登録した場合には「関税割当証明書システム管理終了結果情報」を併せて提出すること。

- ③ 関税割当返納確認書（公表様式第3） 2通

- ④ 輸入通関を証する書類の写し 1通

返納する証明書により輸入通関した割当物品に係る「初回」の輸入許可通知書等（次のイからハマまでのいずれか一の書類）（注）

なお、証明書を未使用（未通関）の場合には、提出不要。

イ 輸入許可通知書（一通関で複数ページになる場合には両面印刷可）

ロ 輸入（納税）申告書（税関様式C第5020号）

ハ 国際郵便課税通知書（税関様式C第5060号）

（配達郵便局日付印が押印されているもの）

（注1）「初回」の通関が無償（輸入代金決済が発生しない。）の場合は、最初に有償による輸入通関をした輸入許可通知書等を提出するものとする。

（注2）輸入許可通知書等の写しが添付されていない輸入通関数量は、後年度の実績算定数量及び消化率の算出の際に、輸入通関数量の実績とみなさない（「非該当数量」と扱う。）。

（注3）「2回目以降」の輸入通関分の輸入許可通知書の提出を求めることがあるので、全ての輸入通関分（証明書裏面の通関状況欄）の輸入許可通知書を出力等して保存（5年間）し、求めがあった場合には、速やかに提出すること。

なお、提出できない場合には、輸入通関数量とはみなさず（非該当数量）、後年度の割当数量が減少することがある。

- ⑤ 返信用のレターパックプラス（赤色）

（注1）郵送申請にあたっては、原則として、身分確認のための書類の同封は不要とする。ただし、必要に応じて、身分確認を行う場合がある。

（注2）対面による審査又は受付をする場合は、身分確認ができる書類（社員証等）を提示すること。

- ⑥ 上記のほか、証明書の返納時又は下記5の事後審査等において必要と認められる場合には、追加の書類を求めることがある。

3 返納された割当数量の取扱い

- ① 返納された証明書に未使用の割当数量がある場合には、翌々年度の関税割当ての際に、下記②の表の左欄に掲げる返納日（証明書が窓口に提出又は到達した日）を基準に、その未使用の割当数量を同表の右欄に掲げる基準により取り扱い、消化率を算出する。
- （ただし、下記②の規定【当面の間停止（割当数量の変更に伴う消化率の算出）】には、適用しない。）
- ② 【当面の間停止（「上記1（1）①（証明書の割当数量変更）」関連規定）】

証明書の割当数量の変更により、その一部を返納した場合には、2028年度の関税割当ての際に、次表の左欄に掲げる返納日（内容変更申請書が窓口に提出又は到達した日）を基準に、その返納された割当数量を同表の右欄に掲げる基準により取り扱い、消化率を算出する。

返納日	基準
証明書の発給日以降 2026年11月4日（水）までの間	消化率計算の際においてのみ、全てを使用したものとみなす。
2026年11月5日（木）から 2026年12月16日（水）までの間	消化率計算の際においてのみ、2分の1を使用したものとみなす。
2026年12月17日（木）以降	消化率計算の際においても、使用したとはみなさない。

（注）使用したとみなす割当数量は、実績者の実績算定数量を算出する際の消化率計算においてのみ適用し、輸入通関数量の実績とみなさない。

4 提出書類等の保存（義務）

本公表により証明書の発給を受けた者は、証明書を返納した日の翌日から5年間、次の①及び②に掲げる書類を保存しなければならない。

また、これらの書類の提出を求められた場合は、速やかに提出すること。

- ① 本公表又は関税割当注意事項に基づき提出した全ての書類の写し（返却された返納確認書を含む。）
- ② 発給を受けた証明書により輸入通関した割当品目について、自己の営業のために「自ら輸入」したこと（輸入契約の締結、貨物の荷受け、税関申告、代金の決済等の行為を自己の名において行ったこと）を証する全ての書類

（注）輸入代金の決済（T/T送金、クレジット払い、信用状等）した書類（原本）と共に、預金口座通帳、帳簿類等（輸入取引に使用した発注書、契約書等を含む。）（原本）を保存しなければならない。

なお、次のイからニまでに掲げる書類の例により輸入代金の決済（完済）が確認できない場合には輸入通関実績とみなさない。

イ T/T送金の場合

外貨送金依頼書及び計算書の両方

ロ クレジットカード払いの場合

法人の場合には、法人名義のクレジットカードの利用明細及び預金通帳の両方。代表権を有する者の個人クレジットカードの使用も可とする。

ハ クレジットカードによるリボ払いの場合

残高の繰り越し分も含めて、輸入代金の支払いのリボ払い分の全てについて支払が完了し、リボ債務残高がゼロになったことが確認できるクレジットカード利用明細（及び必要に応じて預金通帳の両方）。

ニ 信用状（L/C）取引の場合

信用状発行（開設）依頼書及び計算書の両方

5 事後審査

(1) 公正かつ公平な関税割当制度を維持するため、本公表の施行に必要な限度において、証明書の発給後、申請のあった案件及びその申請要件について事後審査を行う。

なお、事後審査に当たり、申請者の同意又は協力の下、申請のあった案件に関連する書類、帳簿、その他データの提出及び説明を求め、更に必要があると認められる場合には、実地調査を行うことがある。

(2) 事後審査により、本公表の定める要件に反することが判明した場合には、上記第5の7（非該当数量、証明書の無効等）に基づき必要な措置を講じることがある。

(3) 事後審査における申請者への照会等に対し、照会事項等が確認できない場合には、翌年度の申請に際し、申請要件を満たさない申請者として取り扱われることがある。

【別記①】（第1関係） 関税割当てを行う物品

関税率表番号	物 品
4104.41-2(1) 4104.49-2(1) 4107.11-2(1) 4107.12-2(1) 4107.19-2(1) 4107.91-2(1) 4107.92-2(1) 4107.99-2(1)	<p>【牛馬革（染着色等したもの）】</p> <p>牛（水牛を含む。以下この項において同じ。）又は馬類の動物のなめした皮（なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）のうち、染着色したもの</p> <p>及び牛又は馬類の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもの（パーチメント仕上げをしたものを除く。）で、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、関税率表第41.14項の革を除く。）のうち、染着色し又は模様付けしたもの</p>
4101.20-2 4101.50-2 4101.90-2 4104.11-2 4104.19-2 4104.41-1(2) 4104.41-2(2) 4104.49-1(2) 4104.49-2(2) 4107.11-2(2) 4107.12-2(2) 4107.19-2(2) 4107.91-2(2) 4107.92-2(2) 4107.99-2(2)	<p>【牛馬革（その他のもの）】</p> <p>牛（水牛を含む。以下この項において同じ。）又は馬類の動物の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしていないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。）のうち、クロムなめしのもの（なめし過程（前なめしを含む。）中のものうちなめしを終えていないもの）</p> <p>及びなめし過程にないもの以外のもの、</p> <p>牛又は馬類の動物のなめした皮（なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）のうち、染着色したもの以外のもの（クロムなめしものを除く。）</p> <p>及び牛又は馬類の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもの（パーチメント仕上げをしたものを除く。）で、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、関税率表第41.14項の革を除く。）のうち、染着色し又は模様付けしたもの以外のもの</p>
4105.30-1 4106.22-1 4112.00-2(1) 4113.10-2(1)	<p>【羊革・やぎ革（染着色等したもの）】</p> <p>羊及びやぎのなめした皮（なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）のうち、染着色したもの</p> <p>並びに羊革及びやぎ革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもの（パーチメント仕上げをしたものを除く。）で、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、関税率表第41.14項の革を除く。）のうち、染着色し又は模様付けしたもの</p>
6403.20 6403.40 6403.51-1 6403.51-2(2)	<p>【革製及び革を用いた履物（スポーツ用のもの及びスリッパを除く。）】</p> <p>履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製のものに限る。）のうち、甲が革製のものと及び甲に毛皮を使用したもの</p> <p>並びにこれら以外のもので本底が革製のもの（スポーツ用のもの、体操用、競技用その他これらに類する用途に供するもの及びスリッパを除くものとし、甲が革製のもの以外のものにあつては、甲の一部に革を使用したものに限る。）</p>

6403.59-1(2)	(※再掲)
6403.59-2(2)	履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製のものに限る。）のうち、甲が革製のもの及び甲に毛皮を使用したもの並びにこれら以外のもので本底が革製のもの（スポーツ用のもの、体操用、競技用その他これらに類する用途に供するもの及びスリッパを除くものとし、甲が革製のもの以外のものにあつては、甲の一部に革を使用したものに限る。）
6403.91-1(2)	
6403.91-2(2)	
6403.99-1(2)	
6403.99-2(2)	
6404.19-1(1)	
6404.20-1(1)	
6404.20-2(1)A	
6404.20-2(2)A	
6405.10-1(1)	
6405.90-1(1)A	
6405.90-1(2)A(a)	

【別記②】（第3の3②関係）申請要件の解釈等

- 1 本公表において、「割当物品を自己の営業のために「自ら輸入」を行う者」が関税割当ての申請者の要件となっている。
- 2 事実上自己の営業以外のために関税割当ての全部若しくは一部を使用する、又は、他人に関税割当てを使用させることは、その形式の如何を問わず「自ら輸入」をする行為とはみなされない。
また、保税地域における貨物の譲受、委託して行う輸入（輸入契約の締結、貨物の荷受け、税関申告、代金の決済の行為）等に係る証明書の使用も、「自ら輸入」する行為とはみなされない。
- 3 輸入契約の締結、貨物の荷受け、税関申告、代金の決済等の行為を自己の名において行ったことが確認できなければ「自ら輸入」する行為とはみなされない。
- 4 関税割当てを申請する際に、申請者が上記2及び3に規定する「自ら輸入」をしないと認められる場合には、申請要件を満たさない者として証明書を発給しないことがある。
また、証明書発給後に、「自ら輸入」していない事実が判明した場合は、当該証明書の効力を発給時に遡って無効とし、当該証明書の返納を求めることがある。
- 5 本公表の規定のほか、経済産業省が所管する物品の輸入に関し、他者に証明書を取得させ、これを自己のために使用した場合にあっては、証明書を不正に使用した者とみなし、自らも証明書を有している場合には、自己が取得している証明書についても、発給時に遡って無効とし、返納を求めることがある。
- 6 他者が「自ら輸入」していないことを知りながら、当該貨物を買受けた者が、自らも証明書を有している場合には、自らの関税割当数量を使用したものとみなし、当該数量については「非該当数量」として、当該証明書から除外することがある。
- 7 本公表の規定のほか、経済産業省が所管する物品の輸入に関し、上記4から6までに該当することが判明した場合にあっては、次の2年度の間に行われる関税割当申請にかかる証明書を発給しないことがある。
- 8 以上のほか、関税割当てを申請又は証明書を使用する者は、関税割当制度の趣旨を十分に理解の上、適正に申請し、かつ、証明書の発給を受けたときには適正に使用すること。

【別記③】（第5の3関係）関税割当ての数量の算出方法

1-1 年度枠（第1回）

（1）基準数量（各申請者の関税割当ての計算の基礎となる数量をいう。以下同じ。）

① 実績者

申請数量又は実績算定数量（※1）のいずれか低い数量

$$\begin{aligned}
 & \text{（※1）実績算定数量} \\
 & = \left(\frac{A_1 - A_2}{2} + \frac{B}{2} \right) \times C \times D
 \end{aligned}$$

A_1 = 2024（令和6）年度の証明書による割当物品の輸入通関数量

A_2 = A_1 の数量のうち、非該当数量（第5の7（1）に規定する数量。以下同じ。）

B = 2025（令和7）年度の年度枠又は保留枠の割当数量

C =

皮革の場合	0.90
革靴の場合	0.90

D = ※2消化率（0.95以上のときは、1.0に切り上げる。）

（※2）消化率

$$= \frac{(A_1 - A_2) + E_2 + (E_3 \times 0.5) + B}{E_1 + B}$$

A_1 = 2024（令和6）年度の証明書による割当物品の輸入通関数量

A_2 = A_1 の数量のうち、非該当数量

B = 2025（令和7）年度の年度枠又は保留枠の割当数量

E_1 = 2024（令和6）年度の割当数量（再割当ての割当数量を含む。）

E_2 = E_1 の割当数量のうち、2024（令和6）年11月6日までに返納された割当数量

E_3 = E_1 の割当数量のうち、2024（令和6）年11月7日から2024（令和6）年12月17日までの間に返納された割当数量

② 新規者

申請数量又は次表に掲げる一申請者当たりの割当限度数量（以下「割当限度数量」という。）のいずれか低い数量

割 当 物 品		割当限度数量
皮革	牛馬革（染着色等したもの）	2,500 m ²
	牛馬革（その他のもの）	800 m ²
	羊革・やぎ革（染着色等したもの）	2,000 m ²
革靴	革製及び革を用いた履物（スポーツ用のもの及びスリッパを除く。）	5,000 足

（2）割当方法

1）申請数量の総計が年度枠の数量以下となる場合

申請者に対して申請数量を割当てる。

2) 申請数量の総計が年度枠の数量以上となる場合

① 基準数量の総計が年度枠の数量以下となる場合

次の手順により配分し、各配分を合計した数量を申請者に対して割当てる。

(イ) 申請者に対して基準数量を配分する。

(ロ) (イ) の配分の後に残量がある場合

消化率が0.95以上の実績者（以下「割当消化実績者」という。）に対して基準数量の比例により追加配分する。

ただし、追加配分後の数量は、次のa又はbのいずれか大きい数量（この数量が申請数量を上回る場合は、申請数量）を限度とする。

a 2024（令和6）年度の証明書による割当物品の輸入通関数量（非該当数量は除く。）

b 2025（令和7）年度の割当数量（年度枠又は保留枠の割当数量）

(ハ) (ロ) までの配分の後に割当消化実績者の中に配分数量が割当限度数量に満たない者がある場合

その割当消化実績者の配分数量を、次のa又はbのいずれかに該当する調整数量を使い、新規者の配分数量の最高数量と同じ数量になるように調整配分する。

ただし、調整配分後の数量は、申請数量を限度とする。

a ロまでの配分の後に残量がある場合には、その残量（この残量だけでは不足するときは、イの新規者の配分数量から不足する数量を減じ、その数量を加えた数量）

b ロまでの配分の後に残量がない場合には、イの新規者の配分数量から調整に必要な数量を減じた数量

(ニ) (ハ) までの配分の後に残量がある場合

その残量を、割当消化実績者に対して基準数量の比例により追加配分する。ただし、追加配分後の数量は、申請数量を限度とする。

(ホ) (ニ) までの配分の後に割当消化実績者（基準数量がゼロになる者を除く。）全ての配分数量が申請数量どおりとなる場合であって、かつ、残量がある場合

その残量を、割当消化実績者以外の申請者に対して基準数量の比例により追加配分する。ただし、追加配分後の数量は、申請数量を限度とする。

② 基準数量の総計が年度枠の数量以上となる場合

次の手順により配分し、各配分を合計した数量を、申請者に対して割当てる。

(イ) 実績者に対して基準数量を配分する。

(ロ) 次のa、b又はcのいずれか低い数量を、新規者に対して配分する。

a 申請数量

b 基準数量

c 均等割数量（(イ)の残量を新規者の数で除した数量）

(ハ) (ロ) までの配分の後に割当消化実績者の中に配分数量が割当限度数量に満たない者がある場合

その割当消化実績者の配分数量を、(ロ)までの新規者の配分数量から調整に必要な数量を減じ、新規者の配分数量の最高数量と同じ数量になるように調整配分する。

ただし、調整配分後の数量は、申請数量を限度とする。

(ニ) (ハ) までの配分の後に残量がある場合

その残量を、割当消化実績者に対して基準数量の比例により追加配分する。

ただし、追加配分後の数量は、申請数量を限度とする。

3) 1) 又は2) の割当終了後に残量がある場合

その残量を再割当ての対象とする。

1-2 年度枠（第2回から第5回）

（1）基準数量

① 実績者

（イ）上記1-1（1）①の基準数量に規定する算出方法を準用する。

（ロ）（イ）にかかわらず、割当消化実績者の基準数量が新規者最高割当数量（注）に満たない場合には、その割当消化実績者の基準数量は、新規者最高割当数量と同数とする。

（注）「新規者最高割当数量」とは、年度枠（第1回）の割当てにおいて最終的に決定された新規者の割当数量の最高数量をいう。

ただし、その数量が割当限度数量を超えるときは、割当限度数量とする。

② 新規者

申請数量又は新規者最高割当数量のいずれか低い数量

（2）割当方法

各回の割当てごとに、

1）申請数量の総計が年度枠（第2回から第5回まで）の数量以下（注）となる場合

申請者に対して申請数量を割当てる。

（注）本公表の第2の1の表の「割当数量」欄の数量を第2回から第5回まで、順次、割当てる。

各回の割当てにおいて、申請数量が割当数量以上となる場合は、再割当ての数量を充当（年度枠を優先）するものとし、なお数量が不足する場合は、この規定における「割当数量以下となる場合」に該当する。

2）申請数量の総計が年度枠（第2回から第5回まで）の数量以上となる場合

① 基準数量の総計が年度枠（第2回から第5回まで）の数量以下となる場合

次の手順により配分し、申請者に対して割当てる。

（イ）申請者に対して基準数量を配分する。

（ロ）（イ）の配分の後に残量がある場合には、その残量を、割当消化実績者に対して基準数量の比例により追加配分する。

ただし、次のa又はbのいずれか大きい数量（この数量が申請数量を上回るときは、申請数量）を限度とする。

a 2024（令和6）年度の証明書による割当物品の輸入通関数量（非該当数量は除く。）

b 2025（令和7）年度の割当数量（年度枠の割当数量）

② 基準数量の総計が年度枠（第2回から第5回まで）の数量以上となる場合

次の手順により配分し、申請者に対して割当てる。

（イ）次のa、b又はcのいずれか低い数量を、申請者に対して配分する。

a 申請数量

b 基準数量

c 年度枠（第2回から第5回まで）の数量の均等割当数量（年度枠（第2回から第5回まで）の数量（各回において順次割当てた残量）を申請者の数で除した数量）

（ロ）（イ）の配分の後に残量がある場合には、その残量を、申請者に対して基準数量の比例により追加配分する。ただし、申請数量を限度とする。

3）上記1）又は2）の割当ての後に残量がある場合

必要に応じて、その残量を再割当ての対象とする。

2 再割当て

各回の割当てごとに、

① 申請数量の総計が再割当ての数量以下となる場合

申請者に対して申請数量を割当てる。

② 申請数量の総計が再割当ての数量以上となる場合

次の手順により配分し、各配分を合計した数量を、申請者に対して割当てる。

(イ) 次の a 又は b のいずれか低い数量を、申請者に対して配分する。

a 申請数量

b 再割当てにおける均等割数量（再割当ての数量を申請者の数で除した数量）

(ロ) (イ) の割当て後に残量がある場合

その残量を、申請者に対して均等に追加配分する（残量を対象者数で除した数量を均等に配分していく。）。

ただし、申請数量を限度とする。

③ ①又は②の割当て終了後に残量がある場合

その残量を次回の再割当ての対象とする。

ただし、再割当ては、今年度限りのものであり、年度末に残量があっても翌年度に繰り越さない。

3 その他

① 上記 1-1、1-2 又は 2 により割当数量を算出した結果、割当数量が次のイ又はロに掲げる数量に満たない場合には、証明書を発給しない。

イ 皮革 1 m²

ロ 革靴 1 足

② 上記 1-1、1-2 又は 2 による割当ての配分後に残量があるときその他必要があると認められる場合は、事業計画に基づく申請数量を申請者に対して割当てることがある。

(以上)